

# アライグマわな設置依頼書

令和 年 月 日

(あて先) 松戸市長

依頼者	カナ 氏名		電話	
	住所			

この業務を依頼するにあたっては、以下の事項について遵守することを承諾します。

- 原則、当該住宅の所有者であること。
- 設置したわなが、個人に起因する理由により紛失・破損等した場合は、全額弁償すること。
- わなの設置・駆除業務に伴う事故が発生し、関係者等（要望者・親族、近隣住民、飼養動物等）が傷病などを負った場合、わなの設置・駆除業務に伴う住宅等の物損事故が発生した場合は、市及び業者は責任を負わず自己の責任とし、所有者において全て対応すること。
- 理由の如何に関わらず、松戸市が事業の終了を判断した場合には、それを了承すること。
- 裏面の留意事項についても遵守すること。

依頼者 各位

## 留意事項

依頼者の皆様におかれましては、下記事項につき、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。なお、市へのお問合せは下記連絡先までお願いいたします。

- (1) わなの設置後、毎朝、晩の見回りを行い、エサの用意と必要に応じて交換を行うこと。
- (2) 捕獲時やその他異常発生時には、直ちに市へ連絡すること。ただし、特定外来生物等を捕獲した日が市の閉庁日の場合は、開庁日まで捕獲個体を保管し、開庁後、市に連絡すること。
- (3) 設置したわなを敷地外へ移動させないこと。
- (4) わなを他人に貸借しないこと。
- (5) 設置期間は原則、二週間とし、期間中に捕獲できなかった場合は、本業務を終了とすること。
- (6) 当該業務にあたる業者に対しても連絡先等の個人情報を提供すること。
- (7) 特定外来生物等が捕獲され、保管を余儀なくされた場合、極力捕獲個体に近づかないこと。万が一周辺を通行する際には、特に注意すること。
- (8) 特定外来生物等以外の生きものが捕獲された際には自身で早急に解放すること。
- (9) 当該住宅に係る本業務の利用は1回限りとすること。

松戸市 環境部 環境保全課

電話 047-366-7336

メール [mckanhozen@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckanhozen@city.matsudo.chiba.jp)